

意勤尚ヲ有ス

又労働者側

従来他店ニ比シ待遇方悪ナリレガ事業不振ヲ考慮シ差控
ヘ居リタルモ最近石炭ノ需要期ニ入り運輸緊激スルニ
至イタルヲ以テ嘆願セルモノナルヲ以テ事業主ニ於テ誠
意ヲ示サシムル場合ハ飽ク造目躬貫徹ニ邁進スベク態度極
メテ強硬ナルモノアリ

ハ警察事故 ナレ

右及中(通)報候也

別記

嘆 願 書

(括弧内ハ現在)

一 仕込金ヲ如ク改正サレタレ

イ 四拾五圓也

常吉 (35)

兼吉 (32)

徳松 (35)

ロ 四拾圓也

勝太郎 (34)

守吉 (32)

重吉 (33)

俊之助 (34)

捨松 (33)

平吉 (32)

茂作 (33)

浜吉 (35)

喜太郎 (33)

孫市 (35)

仙太郎 (32)

孝四郎 (35)

道夫 (33)

ハ 三拾五月也

吉五郎 (25)

ニ 三拾円也

仙吉 (25)

ニ 鈴木商店共道成會 朝鮮電光ノ運賃ヲ如ク改正サレタレ
鈴木地廻リ四十圓 (33) 共道地廻リ五十圓 (40) 朝鮮電光地廻リ四十
圓 (35) 泊入五圓 (現在ナシ)
三 盆暮ニ在ノ金額ヲ償方トシテ支給サレタレ
盆 五円也 暮 於円也 (現在ハ貸方制)
四 幸不幸ノ場合貸方金ハ稼高ノ半額ニ改正セラレタレ